大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十一卷　第三號

昭和五年九月一日發行

論叢

法人配當源泉課稅の長短……法學博士　神戸正雄

米國文化社會學……文學博士　米田庄太郎

貨幣の中心機能……文學博士　高田保馬

說苑

世界商品價格の決定……法學士　作田莊一

京都市に於ける米の小賣相場に就て……經濟學士　谷口吉彥

國家經費の轉嫁に就いて……經濟學士　小山田小七

雜錄

近世の人口について……經濟學博士　本庄榮治郎

支那に於ける水利經濟……經濟學士　大上末廣

ソウエート露西亞の都市財政……經濟學士　大谷政敬

地券について……經濟學士　黑羽兵治郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

地券について

黑羽兵治郎

一

近世の不備にして錯雜せる稅制は、維新後到底存續せしむるに堪へなかつたけれども、政綱未だ張らず人心猶安定を得ざる其直後の政府としては、姑く舊貫を踏襲し、漸を追ふて之に改革を加ふるに非ざれば、或は却つて民情に背く結果となるべきを恐れなければならなかつた。然れば明治元年八月、太政官は先づ茲一二年は諸國の稅法皆舊制に仍るべく、唯苛法弊習又は已むを得ざる事情あるものに限り、一應會計官に經伺の上處置すべき旨の布告を發したのであるが、明治四年七月廢藩置縣の頃に及ぶも猶之が改革統一に着手する事能はず、同月諸縣に繰返し同一趣旨の布告を發したのである。

既に廢藩置縣となり舊各藩貴族社寺の領地は皆政府の統轄する所となつたが、或は一縣に數十の領地を合

し、或は一藩を數縣に分ち、稅制の如きも一郡にして數法の行はるゝ所尠からず、甚しきは一村の如き小範圍に於て數法に分れてゐた。嘗つては一地頭の下に拘束せられ、敢て他を顧みなかつた農民も、今は互に稅法の異同を論じ、彼我の輕重を議するに至つたため、地方官も之が處置方策を大藏省に請ふたが、今遽に之を綜理する事は出來難かつた。[1] 併し乍ら明治六年には地租改正法の頒布となり、爾來幾多の經費勞力と時日とを費して此大事業が行はれ、遂に都鄙均一肥瘠平準の法が確立せられた。地券制度は此地租改正の準備事業として創始せられたものであるが、以來各種法制の整備すると共に漸く其必要を減じ、明治二十二年を以て廢止せらるゝに至つた。新政謳歌の立場からは『現實の地形に隨ひ、步數を訂正し、眞實の利潤を量り、價値(地價)を鮮明し、以て人民の所有を保護し、土地の經界を詳覈』し、世に幾多の益を齎すと賞讃せられた[2](註一)此制度も、新政反對の立場からは、之『王土(王國公有)を破壞して國土(國民私有)と爲』すものであ

1) 大藏省「地租改正報告書」三頁
2) 「地券を發行するの益」(大藏省銀行局「地券に關する調」)

り、敢て諫死する所以の一とまで非難せられた。[3]（註二）轉形期の社會における新舊思想對立の一端であるが、斯くの如き對立も西南戰爭を限りとして其後は最早跡方もなく消失して了つた。

（註一）「地券を發行するの益」、今之を抄錄すれば左の如くである。

『「夫れ地券の發行たるや、現實の地形に隨ひ（中略）土地の經界を詳覈す。其世に益ある、蓋し五條あり。

一に曰く、人民所有の權利を固定し、以て紛爭を防ぐ。（中略）二に曰く、舊來切畝歩と稱し、一區の地を裂き、多きを人に貴賣し、少きを殘留して其の貢租を人に代り辨納するの弊を破るべし。（中略）三に曰く、資產の厚薄を明證し、以て勤力を勵ますの助とす。（中略）四に曰く、檢地の煩勞を要せずして能く經界を確定すべし。（中略）五に曰く、舊藩制中、年限を定め、地所割替、人民一定の持地なき舊習を一洗す。（下略）

以上擧ぐる處の條件は、大略人民に屬せる利益と雖も、官も亦舊來の煩雜を去るを以て多少の便を得べし。然り而して政府の大體より論ずれば、猶是より大なるものあり。夫れ地券の方法を以て地方反別の統計を詳覈すれば、提封の廣狹を推知するを得、地價の全額を檢閲すれば、民間歲收の虛實を概算するを得べし。此の二端に就き地方の貧富を商量するときは、或は地租を增減し、或は郡國の制を更正し、或は兵役を配賦するも、概算先づ立つを以て、其の事の標的先づ定まり、其の處分肯綮に中るべし。然れば則天下の大計亦座して以て論定すべし。今未版籍詳かならざれば、何を以て天下の大計を總括せんや。恐らくは聖人出づると雖も能はざる處の者あらん。（中略）今や地券の方法を施し、千古未發の制を設け、數百年の舊弊を一洗し、其の巨害を絕ち、始めて上下の洪益を振興せむとす。實に千歲の一時、各人務て以て從事せざるべけむや。請ふ、觀者詳焉。』

（註二）明治九年、萩に亂を起せる前參議兵部大輔前原一誠の言ふ所である。其諫死の檄文に曰く、

『一誠の、政府の非違を正さんと欲する條目多し。曩に品川彌二郎余に贈るに東京新刊の國法汎論（加藤弘之譯）を以てす。此書は政治の基本を國土國民制に取る者也。我政府にして其制を模倣せば、王土王民を破壞せざる可からず。今や地券發行、王土を破壞して國土と爲す。是れ一誠が諫死せんとする所以の一なり』云々と。

二

近世市街地の多くは地子免除の特典を與へられてゐたが、此特典は國民の租稅負擔の公平を期する上から見て速に廢止せらるべきであつた。然れば大藏省は明

3）吉田東伍博士「倒叙日本史」憲法制定編、五三頁

治四年三月三府五開港場に地租賦課の方法を確定せんと太政官に建議する所があり、十月再び三府下地券發行の儀に就いて正院に伺書を提出したのであるが、程なく市街地地租賦課の件は決定せられ、十二月太政官は先づ東京府下に於ける武家地町地の稱を廢し此等に地券を交付し地租を上納せしむべき事を布告し、翌五年正月大藏省は東京府に『地券發行地租上納規則』を通達し、二月東京府は『地券申請地租納方規則』を制定し、地券の交付を開始したのであつた。而して大藏省は各府縣に對しても東京府と同樣、本年度より從來無稅の市街地に此法を施行すべき旨を達し、地方長官の申禀を俟つて實施せんとしたが、其不可能に終つた事は後述する如くである。所謂都會地地券又は沽券稅施行地地券は此系統の地券である。地券の交付が先づ東京府下に行はれた所以は、東京府が中央官廳の所在地として、制度創始の際、先づ之を試むるに當り、他に求め得ざる諸種の利便が具つてゐたからである。其舊武家地町地に就いて地券が交付せられたのは、此等の

土地は近世より券地と稱し賣買が公許せられ、私有の確證歴然たるものがあつたからである。[4]

明治五年二月土地永代賣買の禁が解かれ、爾來土地の賣買讓渡ある毎に地券が交付せらるゝことゝなつた但東京府下を始め、沽券稅法施行達の土地は此規則の例でない。此時從來の持地にも軈て地券を交付すべしとあつたが、七月、土地は其賣買の有無に拘らず總べてに對して地券が交付せらるゝ事となつた。達に於いて地券の交付を當十月中に完了すべしと言ひ甚だしく急いでゐる事は、これ地租改正事業實施の氣運が漸く熟し來つたことを示すものである。所謂地方地券は此系統の地券である。前述の都會地地券も此地方地券も共に明治五壬申年に創始せられたから、兩者を一括して壬申地券といふ。[5]

地方地券は明治五年より交付せられたが、翌六年に入つても未だ交付を初めなかつたところが尠くない。都會地地券は東京府以外は翌六年に入つて初めて交付せられた樣である。卽ち六年二月市街地の賦稅は昨年

4)　小野武夫博士「地券制度の解說」(「企業と社會」第十號、三〇頁)
5)　大藏省銀行局「地券に關する調」

度より實施すべき豫定なりしにも拘らず、府縣中には取調申立の遷延するものもあり、今、前年度に溯つて之を收納するには或は支障も生ずることであらうとて改めて本年度より實施の旨中央よりの指令があり、之に從つて各府縣は都會地地券の交付を開始したと思はれるのである。大阪市中の如きは明に此時初めて交付せられてゐる。[6]

壬申地券は共に地方適宜の用紙を用ゐてゐたが、其質粗惡にして贋造の弊を來す恐あるのみならず、又都會地地券と地方地券とは其體裁を異にした。蓋し政府は前者を以て土地所有の確證、地租賦課の手段となしたるに對し、後者を以ては唯土地所有の確證となしたるに過ぎなかつたからである。且此等地券の記載事項は地主の申立に從ふを原則としたゝめ、地番號、地目、地積、地價等の均衡を得ざるもの、不正確なるものがあつた。然し明治六年七月二十八日地租改正法布告の結果、此等兩種の地券は同一形式のものに改められ、其發行交付の目的も、之に依つて土地所有權を確證すると共に、地價を確定し、地券記載の地價を以て地租賦課の標準となす事に統一せられ、券面記載の土地の字、番號、地目、地積及地價の調査並に發行手續も舊制に比し頗る精密を加へた。地券が各府縣に於いて、又總べての土地に對して發行せらるゝ事、土地所有の確證にして其交付を受けたる者より地券證印稅を納付すべき事は壬申地券とも同樣であるが、地價は賣買時價より收益價格に變つた。所謂地租改正法に依る地券が之である。明治十四年地租改正事業を大略完了した當時の發行數は一億一千萬枚の多きに上つてゐる。[7]

地券制度は引續き行はれたが、明治十七年三月には地租條例の制定あり、地租に關する諸帳簿の樣式が定められた。然し十三年地目變換地價修正を行つた外には、未だ全般的な土地の實地調査絕えてなく、從つて新帳簿調製に先立つて一應實地調査の必要を生じた。斯くて明治十八年以降の地押調査となり、茲に確實なる土地臺帳が作成せられてからは、地租は之に由つて賦課せらるゝことゝなつた。又明治十九年八月には登

6) 拙稿「明治初年の大阪市街地と地租改正」(「大大阪」第六卷、第三號、三〇頁)
7) 大藏省「地租改正報告書一五六乃至一六五頁
大藏省銀行局、前揭書

記法が布告せられ、土地に關する權利の移轉は必ず登記によるを要し、登記なきときは其の移轉は法律上第三者に對して效力なきものとせられ、土地所有權を確認するものとしての地券は全く其の必要を見ざるに至り、唯人民をして所有土地の段別地價等を知らしめ、納租の準備をなさしむるに過ぎざるものとなつた。斯くて地券は明治二十二年三月二十二日を以て廢止せられたのである。

地券制度が地租改正の準備制度として創始せられ、而して政府が都會地地券を以て土地所有の確證、地租賦課の手段とし、地方地券を以て土地所有の確證とした事は前述の如くである。事實都會地地券には地券が其土地永代所持の證として渡されしものであり、又券面記載地價の百分の一が地租として上納せらるべきものである事が明記せられてゐた。

然るに地方地券にあつては、之が地租の賦課と緊密なる關係を有す事には何等の言及もなかつた。恐らくは當路者の筆に成れるものと思はれる「地券を發行するの益」に『今地券を發行する、固より人民所有の確證を與ふる所以にして、現今租稅に關係するの事なければ、銘々其の畝歩を隱伏するの弊なかるべし』と言ひ、又明治二十一年二月地券制度の變更乃至は廢止に關して山縣內務大臣より松方大藏大臣に宛てたる照會文に『地券の儀は元來土地所有權を確認するの主意に有之候』と言へるが如きは、[8] これ時宜に出でたる說明であつて、地券と地租の賦課とが斯くの如く無關係ならざりし事は極めて明瞭である。廢藩置縣より地租改正法の布告に至る頃の世情人情の不安定は、農民一揆の件數が少くとも二十四に及び、其の發生が略々全國に亘つてゐる事にも反映してゐると言ひ得よう。地券の交付が地租の賦課と如何なる關係に立つかに就いては一言も觸るゝことなく、唯地番、地目、地積、石高、持主等のみを記し、而も地價の記入を忘れてゐない地方地券の記入法は確に賢明である。

政府としては一般に地券を交付したる後、地租改正に着手したかつた樣である。然し地券の交付は期待の

8) 大藏省銀行局、前揭書

如く迅速に進まず、其完了したるものゝ極めて少數に止りしは兎も角、中には未だ全然着手せざるものもあつた。[9] 然し乍ら舊租法の改正は一日も忽にするを得ず茲に於いて斷然地券交付の完了を待たず地租改正を實行することゝなつた。扨愈々其實行に移るや、各地農民の苦情反對相踵いで起り、間々騷擾を惹起し、事業の進捗は爲めに著しく妨げられたのである。地券の交付が地租の賦課と關係なしと言へる心は十分首肯し得らるゝかに思はれる。

地券が土地所有權を確證するものであつたことには異議を挿む餘地はない。然し此法律的效力に關しては明治十三年十一月土地賣買讓渡規則布告の前後によつて其權利關係上重要なる相違の存するを見るのである即ち夫以前の規則によれば、地券の書替は所有權移轉の效力を發生せしむるに必要なる形式であり、從つて假令土地の賣買について其代金の支拂を完了し、戸長の奥書割印を受くるも、地券の書換なきときは未だ所有權移轉の效力を生じなかつたのである。然るに右規則に於いて所有權の移轉は當事者の合意を以て成立し戸長役場の公證を受け、其地券を新取得者に交付するを以て足ることゝなつた。唯地租及地方稅は地券名義人を納稅義務者としたから、此變更上より地券の書替が必要とせらるゝに止つた。他面、管轄廳の地券臺帳に不備多く、兩者相俟つて權利關係の紛糾を來し、地券制度の存續は寧ろ堪へ難きに至つた。[10] 而して前述の如く明治十九年には登記法が制定せられ、權利關係は登記簿に由つて整理せらるゝに至つたのである。

四

最後に明治時代の地券が不動產金融上如何なる意義を有してゐたかを見よう。明治五年都會地地券に『此地所外國人へ對し賣渡し、幷金銀取引の爲地券等書入致し候儀は、決て不相成候事』と記載し、又明治十六年一月大藏省達に『地所は勿論、地券のみたりとも外國人へ賣買又は質入書入等を爲し、金子を受取り又は借受くるは一切嚴禁す』といへるが如きは地券に不動產證券化の作用があつた事を示すものであるが、更に

9) 「明治財政史」第五卷、四一〇頁
10) 杉本正幸氏著「不動產金融論」一二七乃至一三一頁

此等の禁令は、反面、地券が我國内に於いて、恐らく極めて狹少な範圍に於いてではあらうが、其作用を發揮した事と推測せしむるものである。[11] 事實、また不動產金融機關創設の要求は明治十年頃より漸次種々なる計畫となつて表はれて來てゐたのであつた。

之を地券銀行の設立計畫に限るも、明治九年頃より地券を基礎として銀行券を發行せんとする者が芽生え十年三月には自由爲替座、八月には地券爲替座の計畫があり、十月には百萬圓の地券を集め、之を政府に差入れ、百萬圓の紙幣を發行し、專ら地券擔保の貸付を行はうとした者があつた。政府は何れも許可しなかつたが、十五年には上州前橋に於いて地券銀行を創立し、地券を抵當として紙幣を發行し、殖產興業の元資に充てんとし、又九州地方に於いても地券銀行を設立し、其地方鐵道敷設の費用を供せんとした。政府は其業務を不必要とするものではなかつたけれども、國立銀行に加ふるに地券銀行を以てし、結局不換紙幣の增加を來さしむるには堪へないといふ理由の下に其設立の請願を却下して了つたのである。然るに明治十七年には又復江州大津に於いて地券銀行の設立が企畫せられた農村の疲弊今や坐視するに忍びず、政府の政策に反するものゝ如くなるも敢て此創立を計畫し、地券を擔保として廣く低利の貸付を行はうといふのである。然し此銀行も亦政府の許可する所とならず、斯る間に地券制度は廢止せられ、又不動產金融機關としては日淸戰後に於ける國家經營の一として全國に農工銀行が設立せらるゝことゝなつたのである。[12]

之を要するに、地券は明治初年の財政確立上、殊に稅制改革上には重要なる意義を有するものであるが、不動產金融上には終始殆ど何等の意義を見出し得ないのである。併し乍ら此の事は專ら當時の社會經濟事情に因由する。現今地券の復活が問題とせらるゝは此の不動產金融上の要求からである。夫は兎も角、明治時代の地券は農村經濟の推移と如何なる關係を有したであらうか、之は又他面土地制度とも密接なる關聯をもつ問題である。本稿に於いては姑く言及しなかつたが、此等の點は他日別個の方面より研究を試み度い。

11) 小野博士、前揭論文、四〇・四一頁
12) 杉本正幸氏著「全國農工銀行發達史」一九乃至三三頁